

**第25期宝塚市農業委員会
令和7年第12回議事録
(2025年)**

**令和7年12月22日
(2025年)**

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第12回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)12月22日(月)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所4階 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、
7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明

5. 欠席委員

12番今里宏

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畠健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

- 1 議案第93号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件
- 2 議案第94号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件
- 3 議案第95号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件
- 1 報告第99号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
- 2 報告第100号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
- 3 報告第101号 農園用地貸付を行った旨の証明の件
- 4 報告第102号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

第25期宝塚市農業委員会令和7年第12回総会

日時：令和7年12月22日

開会 午後2時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和7年第12回総会を開催します。

本日は、今里委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第12回総会は成立しております。本日の議事録署名委員には、1番船岡委員、13番田中委員にお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。特にないようでしたら、議案審議に移りたいと思います。議案第93号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件を議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局 議案第93号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件。公益財団法人ひょうご農林機構（農地中間管理機構）から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について意見を求められましたので、御審議願います。全部で2件ございます。

1件目、届出者のうち貸主が（住所）（氏名）さん。借主が（住所）（氏名）さんです。届出地が切畠字（地番）で、地目は田、地積は3,416m²（2筆計）です。始期は公告日で、終期は公告日から10年間です。利用権の種類は賃借権で年間賃料が2筆合計で12万円です。本件によって切畠地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。位置図は、3ページを御覧ください。

2件目、貸主が（住所）（氏名）さん。借主が（住所）（氏名）さんです。届出地が境野字（地番）で、地目は田、地積が5筆合計で8,245m²です。始期は公告日で、終期は公告日から10年間です。利用権の種類は賃借権で、年間賃借料が5筆合計で82,450円です。申請地のその他ですが、境野字（地番）・田・694m²と（地番）・田・850m²と（地番）・田・2,392m²、（地番）・田・3,280m²の合計5筆です。本件によって境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。位置図は、4ページを御覧ください。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見を伺います。1件目、和田推進委員。

○和田推進委員 （地番）の農地は、現在、無花果を植えておりまして、もう実が収穫できる前に大きくなっています。活用されておりました。それから（地番）は、草は刈って、農地として活用はできる状態にはありますけれども、今ちょっと営農は止まっている状態、ただ特に問題があるということはありません。以上です。

○林会長 2件目、福本委員。

○福本委員 地域でたくさんやられているので問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。

○小中委員 ちょっと教えてほしいのですが、賃貸料、1反当たり4万円、結構高いですね。

○和田推進委員 私らの感覚で言えばちょっと高いかなと思っても、借りる側、貸す側の協議

の中で決まっていることだと思います。

○小中委員 自分の集落やったら高くても2万円やね。ただのところもいっぱいあるのにね。

○林会長 今まで、無償でもいいから使ってくれというようなところが、委員会でも案件としてあったと思います。だけど、高過ぎるのも困るでしょうけど、適度な形で固定資産税ぐらいはいただけるような形が一番ベターかなと思います。ほかに何かございますか。特ないようでしたら、採決いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件について、賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、意見なしとすることといたします。

次に議案第94号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第94号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

申請人の方が、(住所)(氏名)さん。所有者の方が、(住所)(氏名)さんです。所在地が、口谷東(地番)、地目は畠、地積が502m²。譲受人の耕作面積は502m²で、労働力は1名です。令和8年1月1日から令和9年12月31日の2年間となっておりまして、使用貸借権です。

調査書の説明をさせていただきます。作成者は岡田です。耕作事業内容ですが、借り受けた農地は、主にバラ苗を育成する。育成後ポッドに移植し、通信販売やインターネット販売、または既存卸し先へ出荷する。具体的な事業内容ですが、借り手は、収穫物の残渣等は農地に放置せず適切に処理いたします。また除草は適時除草作業を実施いたします。地権者は、当該農地周縁部の除草や、農会・水利組合との折衝、水路の管理等を行い、この農地で営む農業について年間30日以上従事します。従事状況は、年間従事予定日数が300日です。農地の利用状況ですが、所有地以外の土地が502m²で、作付予定作物が、バラが502m²です。農作業経験が1989年代よりバラ栽培の経験があります。2011年1月より、法人の代表取締役に就任されて、法人でもバラ栽培を継続されています。圃場までの距離が10分です。周辺地域との関係ですが、借り受ける農地は近隣住宅地に配慮した農薬の使用を適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行います。地域との役割分担は、農道、水路、ため池等の共同利用施設を使用する場合には、地域及び借り受ける農地を管轄する農会の取決めを遵守します。法人の従事状況ですが、代表取締役が(氏名)さんで、法人の事業期間が25年1ヶ月(その者の事業参画期間が16年10ヶ月)となっております。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 申請人の方、バラの苗を作つておられまして、それとまた野菜をたくさん植えておられました。きれいに管理されていますので全然問題ないと思います。

○林会長 それでは、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、事務局を附して認定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、認定することといたします。次に、議案第95号 相続税の納

税猶予に関する適格者証明の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第95号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であるとの証明願いがありましたので、御審議願います。今回2件ございます。

1件目、相続人が(住所)(氏名)さん。被相続人が(住所)(氏名)さんです。被相続人の耕作面積が4,706.27m²です。納税猶予地が安倉北(地番)ほか12筆の合計13筆で、合わせて面積が5,124.18m²です。相続開始年月日が(日にち)です。願出地のその他といたしまして、安倉北(地番)・田・631m²、安倉北(地番)・田・455m²、安倉北(地番)・田・146m²、安倉北(地番)・田・576.18m²、安倉北(地番)・田・188m²、安倉北(地番)・田・71m²、安倉北(地番)・田・291m²、安倉北(地番)・田・599m²、安倉北(地番)・田・295m²、安倉北(地番)・田・535m²、安倉北(地番)・田・143m²と安倉北(地番)・田・236m²で、全て畑をしていらっしゃいました。位置図は、12ページと13ページを御覧ください。

2件目、相続人が(住所)(氏名)さんです。被相続人は(住所)(氏名)さんです。被相続人の耕作面積が4,706.27m²で、納税猶予地は、全て貸付地で、安倉北(地番)ほか2筆の3筆で、面積が965m²です。相続開始年月日が(日にち)です。願出地のその他といたしまして、安倉北(地番)・田・539m²と安倉北(地番)・畠・46m²で3筆全て市民農園として利用をされておられます。位置図は、14ページを御覧ください。以上です。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見を伺います。1件目、2件目田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か、御意見、御質問ございますか。特にないようでしたら、採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて報告事項に移ります。

報告第99号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第99号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。今回、2件ございます。

1件目、届出者、譲受人が(住所・氏名)さん。譲渡人が(住所・氏名)さんです。届出地が平井(地番)、地目が畠、地積が62m²です。転用目的が露天駐車場で、造成期間が令和8年3月1日から30日間です。施設の概要としまして、アスファルト舗装(3台)で、面積は約62m²です。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合同意書、始末書の添付がありました。

2件目、譲受人の方、(住所・氏名)。譲渡人の方(住所・氏名)です。届出地が山本西(地番)、地目は畠、地積が67m²です。転用目的は住宅用です。造成期間が令和8年1月20日から40日間。建設期間は未定です。施設の概要ですが、木造2階建て1棟で、面積が延床面積100m²です。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合の同意書の添付がありました。位置図は、1件目が17ページ目、2件目が19ページ目で御確認をお願いします。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見を伺います。1件目、阪上会長代理。

○阪上会長職務代理 問題ありません。

○林会長 2件目、金岡委員。

○金岡委員 周りはもう農地ではありませんので、何ら問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですが、次に移ります。報告第100号 農地法第18条第6項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第100号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

1件目、賃貸人が(住所・氏名)さん。借受人が(住所・氏名)さんです。届出地が長谷字(地番)ほか1筆、地目は田、地積は2筆合計で2,536m²です。合意解約が成立した日が令和7年3月26日で、土地の引渡時期が令和7年4月1日。離作補償等の条件はなしです。こちらの賃貸借ですが、農地中間管理事業の賃貸借契約の途中解除となります。届出地のその他といたしまして、長谷字(地番)・田・1,416m²です。位置図は23ページを御覧ください。

2件目、賃貸人が(住所・氏名)さんです。借受人が(住所・氏名)さんです。届出地が長谷字(地番)、地目は田、地積は1,843m²で、合意解約が成立した日は同じく令和7年3月26日、土地の引渡時期も同じく令和7年4月1日。離作補償等の条件はなし。その他といたしまして、農地中間管理事業の賃貸借契約の途中解除となります。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようでしたら、次に移ります。報告第101号 農園用地貸付けを行った旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第101号 農園用地貸付けを行った旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定を適用を受ける認定都市農地貸付農地について、農園用地貸付けの用に供していることを証明したので、報告します。

申請人の方、(住所・氏名)さん。耕作面積は1,639m²。納稅猶予農地は、安倉北(地番)、面積は3筆合計で965m²となっております。その他としまして、ほか2筆ですが、安倉北(地番)・田・539m²、(地番)・畠・46m²となっております。こちらは、市民農園として使われています。(貸借者)が令和2年2月25日から令和12年2月24日まで農地の貸借をされています。位置図は、14ページ目を御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですが、次に移ります。報告事項第102号 相続税の納稅猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第102号 相続税の納稅猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。全部で7件ございます。

1件目、申請人が(住所・氏名)さん。農業経営期間は、令和4年11月15日から令和7年11月12日まで。耕作面積は1,457m²で、納稅猶予農地が、山本丸橋(地番)です。面積が1,457m²です。証明年月日は、令和7年11月12日です。こちら畠をされておられました。位置図は、30ページを御覧ください。

2件目、申請人が、(住所・氏名)さん。農業経営期間は令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,738m²で、納稅猶予農地が口谷西(地番)の計4筆です。証明

年月日は令和7年11月12日です。全てこちら植木をされておられました。位置図は、31ページを御覧ください。

3件目、申請人が、(住所・氏名)さん。農業経営期間は令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,738m²さん。農業経営期間が令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,127m²で、納税猶予農地が口谷東(地番)です。証明年月日は令和7年11月12日です。3筆とも植木をされておられました。位置図は、32ページを御覧ください。

4件目、申請人が、(住所・氏名)さん。農業経営期間は令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,738m²さんで、農業経営期間が令和4年11月8日から令和7年11月11日。耕作面積は3,795m²で、納税猶予農地が中筋(地番)です。証明年月日は令和7年11月11日です。全て植木をされておられました。位置図は、33ページを御覧ください。

5件目、申請人が、(住所・氏名)さん。農業経営期間は令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,738m²さん。農業経営期間は令和4年11月18日から令和7年11月12日。耕作面積は3,682m²で、納税猶予農地が安倉中(地番)です。証明年月日は令和7年11月12日です。水稻、畑と植木をされておられました。位置図は、34ページを御覧ください。

6件目、申請人が(住所・氏名)さん。農業経営期間は令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,738m²さん。農業経営期間は、令和4年11月8日から令和7年11月18日。耕作面積は1,099m²で、納税猶予農地が、山本南(地番)です。証明年月日は、令和7年11月18日です。植木をされておられました。位置図は、35ページと36ページを御覧ください。

7件目、申請人が、(住所・氏名)さん。農業経営期間は令和4年11月11日から令和7年11月12日。耕作面積が2,738m²さん。農業経営期間が令和4年10月6日から令和7年11月18日です。耕作面積は1,063m²で、納税猶予農地は安倉南(地番)です。証明年月日は令和7年11月18日です。畑、肥培管理をされておられました。位置図は、37ページを御覧ください。

○林会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。ないようですので、以上で本日の議案3件、報告4件についての審議等は終了させていただきます。これをもちまして、令和7年第12回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長)

林 五郎

1番

船岡 知恵美

13番

田中 宏明